



Hec

Talk

芦屋中央地区復興まちづくり雑感

弁護士 坂和章平

自己紹介 私は現在48歳。昭和49年大阪弁護士会登録。来年4月には25年目を迎える。弁護士登録後、一般民事・刑事事件の処理の他、大阪空港公害訴訟・西淀川公害訴訟の弁護団に入り「集団訴訟」の中で鍛えられた。昭和57年には数多くの立退きを経た大阪モノレールのS字ルートの不合理性を訴え、原告100名の大訴訟を提起した。昭和59年には大阪駅前再開発問題に首をつっこみ、「アベノを大阪駅前の二の舞にするな!」の合言葉の下、阿倍野再開発訴訟を提起した。

以降各地の再開発・区画整理の相談、土地・都市問題・まちづくりの学習・実践活動が増大した。芦屋西法寺の上原照子副住職とは、まちづくり活動の中意見交換。阪神文化創造会議の諸氏と触れ合う機会を与えられ本稿を書いている。

復興まちづくりは壮大な社会的実験 増減的打撃を受けた芦屋中央地区をいかに復興させるか。この場合「すべての住民が納得する住民主体のまちづくり」が1つのテーマとなる。しかしこれはあくまで「追及すべき理想」であって現実にはありえない。

1つの敷地に建物を建てただけでも、建ぺい率・容積率など都市計画法・建築基準法にからむ多くの法規制がある。行政への届出・返却との合意などクリアすべき課題も多い。マンション建築ともなればなおさらだ。

従って都市計画決定という行政による「権力作用」を受けた中央地区13.4haの復興まちづくりでは、住民の「合意形成」は至難の業となる。「まちづくり」という最も文化的・創造的であるべきテーマの追及は、実は現場では区画整理についての住民の「合意形成」という実に生々しく人間臭い活動が中心となるのである。

復興まちづくりの現場に弁護士として入り強く感じることは、この合意形成の難しさだ。

その難しさは、①都市計画や区画整理などまちづくり法の無知・無理解、②行政と住民との役割分担のはさみがえ、③住民同士の意見の相違を合理的・理性的議論の中でまとめていく技術の難しさ、などに原因がある。

復興まちづくりは壮大なロマンだが、現実には壮大な社会的実験の場となっているのである。

3 . 17都市計画決定をどう見るか 震災2ヶ月後の3.17都市計画決定により、16地区・254.8haに区画整理・再開発のアミがかぶせられた。

これに対し多くの住民が「自分の知らない間に、誰が、いつ、こんな決定をしたのか!」と反発し、マスコミもこれを報道した。芦屋西法寺地区ではデモ行進もあった。

この都計決定は急遽招集されたコンサルと行政担当者の実戻作業の結果であることは間違いない。しかしこの都計決定によって区画整理・再開発という法定のまちづくり手法となり、膨大なヒト・モノ・カネが投入されるのも事実だ。都計決定地区に配置される白地図区は、条例で復興促進区域に指定されても事实上放置された地区だ。自分の敷地に自分で建物を建てるにつき放棄するだけで何らの金銭的支援もない。

こう考えれば都計決定地区は、行政が優先的に計画的に復興まちづくりを進めると認めたことになるのだから、住民はこれをもっと前向きに受けとめるべきだと思う。

「自分の敷地に自力で建て直すから放っておいてくれ」という理屈だけで、復興まちづくりが進めば何も苦労はないが、そうはいかない。きっと「公」よりも「私」が優先した秩序がまちになるだろう。

一定のエリアの土地利用やまちづくりの実践について日本人は欧米諸国と比べあまりにも経験不足なのだ。

震災前の「道路が狭かった」「土地が入り組んでいた」という「不健全なまち」から、「10m以上の道路」「避難できる公園」「敷地は整形」「角地はスミ切り」という「健全なまち」につくりかえることは、住民全員=公にとって必要・有益なことだ。

もっとも住民の大多数が「広い道路・公園はいらない」「敷地は不整形でもOK」「自力再建するから行政は放置せよ」と心底から考えているのならば話は別だ。そんな抵触を受けてまで、行政がその地区に膨大なヒト・モノ・カネをつぎこむ必要はない。都計決定を撤回すればよい。

一番必要だが一番難しく、実践されていないのが住民一人



1997年1月17日阪神・淡路大震災三周年記念式典にて撮影。「心の復興、まちの復興」をテーマに作家小林寛之と対談する筆者。(左から)小林寛之、筆者・桂木春(司会)・上原照子副住職

一人の意思・真意をはかることだ。日本人は意思表示・意見表明が苦手だから生活の基礎たるまちづくりの分野でも公の場での自分の意見主張は非常に少ない。

この意味で、住民投票によって区画整理による復興まちづくりの必要性をはかるという制度は重要な検討課題だ。

まちづくり協議会の地平線 復興まちづくりは現在、まちづくりとして進んでいる。3.17都市計画決定で行政は、まちづくり提案=住民合意によるまちづくり提案を積極的に受け入れると表明したが、これは異例中の異例で、今日までお題目のように唱えられてきた「住民参加」が一部実現したものだ。

だがそれを本当に生かすには何よりも住民=まちづくりの知識と能力が必要だ。よりよいまちづくり提案をするための知識・経験と合意形成のための民主主義が必要なのだ。しかし現実はどうか。中央地区をみると、その両者とも不十分だ。

役員をはじめ多くの住民が膨大なエネルギーを復興まちづくり活動に注いでいるが、未だ地区内住民全員の活動とは言えない。意見の対立はあって当然だが、その処理はまずく、下手をすると感情的な対立になってしまう。

まちづくり法の知識は決定的に不足しているため、不毛・無益な議論が多発しロスが多い。

13.4haの地区内住民の復興まちづくりの合意形成=まちづくり提案は至難の技なのである。平成9年8月の今、中央地区は、区画整理に反対する「住民の会」とまちづくりが対立状態のまま仮想指定期の局面を迎え、大きな岐路に立っている。

まちづくりが復興まちづくりに有効な組織として機能するか否か、その地平線は未だ見えていない。

まちづくりと専門家の役割 まちづくりについて住民

の学習をはじめ総合の運営・委任状の処理など細部まで手取り足取り自分の知識と経験を伝授している。

専門家にも色々な考え方があり、活動方法にも種々のタイプがある。「住民の会」を支援する専門家は「都計決定はケシカラン。撤回しろ」「建設大臣認可の事業計画はダメ」「城歩はダメ。減歩をゼロにせよ」と主張あげ、「住民一人一人の声をまちづくりに生かそう」と説く。

後者はその通り大切なことだが、一人一人の声の集約が難しいのが現実だ。日本人の意思表示ペク・ディベート教育不足など「民主主義的訓練」の未熟さがその根底にある。

まちづくりの議論を通してこれを高めていくのは長期的な課題であって、短期的実現はムリだ。

また私は「文句をつけるだけではダメ」「都計決定も事業計画も満足できる内容ではないがその撤回運動ではなく、既決定のものとして今後のことを考えよう」「5%程度の減歩は当然」と説く。モノレール訴訟・大阪阿倍野訴訟などで行政と「対決」してきた私が今回このように説くのは、すべて早期復興のためだ。

住民一人一人が自分の百点満点を主張しこれをまとめようとなれば、10年たっても中央地区の復興まちづくりは実現しないだろう。「平常時」ならば、5年10年という長期的な目で住民がまちづくりの議論をすることは意義がある。

だが今回の震災復興まちづくりは「非常時」のまちづくりだから、早期復興の観点が不可欠だ。どこに道路がつくか、自分の敷地先はどこか、これが早く決まらないとどんな建物を建てるかも決まらない。

区画整理反対の声の一方では、早く事業計画と換地を決めてくれという大きな声があることを忘れてはならない。

私はそれが多くの住民の眞実の声だと信じ、これに依拠して弁護士として復興まちづくりに開与する自分のスタンスを確立したい。